

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	西粟倉村

西粟倉村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 西粟倉村役場産業観光課
所 在 地 岡山県英田郡西粟倉村影石 33 番地 1
電 話 番 号 0868-79-2230
F A X 番 号 0868-79-2125
メールアドレス sankan@vill.nishiawakura.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） ハト類（キジバト、カワラバト） スズメ類（ニューナイスズメ、スズメ） サギ類（アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ） カワウ タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	岡山県英田郡西粟倉村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜・芋類	1,661千円 1.320ha
ニホンジカ	水稲・野菜	3,616千円 2.910ha
	スギ・ヒノキ	6,273千円 8.440ha
ニホンザル	野菜・芋類	148千円 0.050ha
カラス類・ハト類・スズメ類	野菜・果樹	200千円 0.100ha
サギ類、カワウ	水稲	120千円 0.100ha
タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物	野菜・果樹 家禽(鳥骨鶏)	40千円 0.020ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ 西粟倉村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。また、秋から冬にかけてはエサを求めて畦道を掘り返す等、多岐にわたる被害を及ぼしている。
--

《捕獲頭数の推移》

(単位：頭)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
8	21	16	17	21	2	9	17	10	9

○ニホンジカ

村内全域に生息し、農作物の食害、倒伏の被害が出ている。山間部ではスギ・ヒノキの樹皮が食害を受けている。冬期間は、民家の庭先への出没が目立ち、庭木等の食害も深刻である。推計値では、増加していると考えられ、今後も被害の拡大が予想される。

《捕獲頭数の推移》

(単位：頭)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
292	446	487	266	370	125	202	226	340	379

○ニホンザル

村内の中央部～北部にかけて生息し、県境を往来している。野菜や柿、栗の木などを食害し、家屋や直売所等への侵入被害が起こっている。

○カラス類・ハト類・スズメ類

村内全域に生息し、稲穂の食害を主とする他、果樹園等に被害を及ぼしている。

○サギ類、カワウ

村内全域に生息し、養魚場や吉野川流域でのイワナやアユの食害をしている他、育苗期の水田を荒らす被害を及ぼしている。

○タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物

村内全域に生息し、田畑の食害、鶏の襲撃、家屋への侵入等の被害の他、田畑の畦に巣を掘り、崩落を起こす等の被害が発生している。1件あたりの被害額は小規模であるものの被害件数は多く村内全域で発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	1.320ha	1.135ha

	1,661 千円	1,428 千円
ニホンジカ	11.350ha 9,889 千円	10.896ha 9,493 千円
ニホンザル	0.050ha 148 千円	0.037ha 109 千円
スズメ類・ハト類・カラス類	0.100ha 200 千円	0.050ha 100 千円
サギ類、カワウ	0.100ha 120 千円	0.096ha 115 千円
タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物	0.020ha 40 千円	0.006ha 13 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・年間を通して西栗倉村猟友会に有害鳥獣駆除を依頼しており、捕獲に対して奨励金を交付している。	・猟友会員の若年化により、捕獲の減少が進んでおり、今後新人の育成が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	・国及び県の補助事業を活用し、防護柵設置の補助を行っている。また、団地化・集約化の難しいほ場については、村の単独事業により防護柵設置の補助を行っている。	・農林業従事者の高齢化が進んでおり、防護柵を有効に活用するための設置・維持管理が困難となっている。 ・補助申請については集落団体等での団地的な取組みを呼び掛けているが、山間部の地理的条件により個人での申請が多い。 ・防護柵を設置したものの、急傾斜から駆け下りてくるシカ、柵の根元を掘り返すイノシシなど、被害を完全には防げていない。また、設置した柵の経年劣化による侵入がある。
生息環境管理その他	・放任果樹の除去を呼びかけている。 ・実施隊員については対象鳥獣	・高齢化により生息環境管理の担い手が減少しており、活動が困難となっている。

の取組	に関する知識や捕獲技術の向上をはかるために講習会等への積極的な参加を促している。	・実施隊員は捕獲が主な活動内容であり緩衝帯の設置、放任果樹の除去等については関心が薄いため、普及啓発を推進する必要がある。
-----	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○効率的かつ有効な防止柵の設置 山間部のため、団地での取組みが難しい箇所も見られるが、集落等での資材の一括購入によるコスト低減、団地的な取組みを推進する。</p> <p>○遊休農地・耕作放棄地の適正管理 隠れ場となる緑草帯を除草し、シカを田畑へ近づけなくさせる。</p> <p>○複合的な防止柵の設置 イノシシ・シカ等の大型動物の被害規模が大きいことから、電気柵やワイヤメッシュ等の防止柵を優先して設置を行う。また同時に、タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物の侵入対策の為、電気柵とトタン、ワイヤメッシュとネットといったような、複合的な防止柵の設置を推進していく。</p> <p>○捕獲従事者の育成及び農業者によるわな免許取得・自己防衛の推進 若年化に伴う狩猟者の経験不足に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。捕獲従事者の育成を行うと同時に自己防衛のためのわな免許取得の推進をはかる。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業従事者等からの依頼を受け、西粟倉村猟友会で結成された有害鳥獣駆除班が、有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバト、カワラバト)、スズメ類(ニューナイスズメ、スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ)、カワウ、タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物	狩猟者の確保・育成のため、狩猟免許の取得を推進する。
6	同上	同上
7	同上	同上

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 本村では、イノシシの頭数は、一定数の捕獲があるが、捕獲に際し一定以上の技能を有する事から潜在するイノシシの頭数に変化は無いと見られる。したがって、捕獲計画数は80頭とする。</p> <p>○ニホンジカ ニホンジカについては農林業に最も被害を及ぼしており、捕獲計画数は400頭として、被害の軽減を目指す。</p> <p>○ニホンザル ニホンザルについては常時生息する個体群はないが、県境を越えて出没するニホンザルによって、住居への侵入や畑作物の被害が発生しており、</p>

近隣の状況により今後も増が見込まれる。地域での聞き取りでは約30頭が生息しているものとされており、捕獲計画数は2頭とする。

○カラス類・ハト類・スズメ類

ベリー類、リンゴ等の果樹に被害が増えてきたため、捕獲して個体密度を下げ、被害の軽減を図る。

○サギ類、カワウ

吉野川流域での水産物被害や、カワウによる被害と思われる養鯉家からの報告があり、今後増加が見込まれる為、有害鳥獣捕獲による被害の軽減を図る。

○タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物
被害は小規模ながら被害件数は多く、頻発して出没するため、捕獲檻による有害鳥獣捕獲を実施し被害を軽減させる。

わな免許取得者は増加しているが、若年層の育成により捕獲できる頭数を増やすこと、また村内全域にわたり被害が発生しているため、農業従事者自身のわな免許の取得、オリの設置を推進し被害を減少させる。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	80	80	80
ニホンジカ	400	400	400
ニホンザル	5	5	5
カラス類・ハト類・スズメ類	30	30	30
サギ類、カワウ	5	5	5
タヌキ・ヌートリア・アナグマ・ハクビシン等の小型動物	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなを用いて4月1日から11月14日、翌年3月16日から3月31日にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハト類(キジバト、カワラバト)、スズメ類(ニューナイスズメ、スズメ)、サギ類(アオサギ、ゴイサギ、コサギ、ダイサギ)、カワ

ウ、タヌキ・アナグマ・アライグマ・ハクビシン・ヌートリア等の小型動物を対象として捕獲を行なう。対象区域は西粟倉村全域である。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
山中に生息する対象鳥獣を的確に捕獲するためと、わなによる捕獲後の止めさし等を安全かつ確実に実施するために必要である。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ ニホンジカ ※ 電気柵は 4段を想定	電気柵		電気柵	1,000m	電気柵	1,000m
	ワイメッシュ		ワイメッシュ	1,000m	ワイメッシュ	1,000m
	トタン柵		トタン柵		トタン柵	
	ネット		ネット		ネット	
ニホンザル ※ 電気柵は ネットタイプを想定	電気柵		電気柵		電気柵	
	ワイメッシュ		ワイメッシュ		ワイメッシュ	
	トタン柵		トタン柵		トタン柵	
	ネット		ネット		ネット	
タヌキ・アナグ	電気柵		電気柵		電気柵	

マ・アライグマ ・ハクビシン・ ヌートリア等の 小型動物	ワイメッシュ トタン柵 ネット		ワイメッシュ トタン柵 ネット	500m 500m	ワイメッシュ トタン柵 ネット	500m 500m
---------------------------------------	-----------------------	--	-----------------------	--------------	-----------------------	--------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ・アナグマ マ・アライグマ ・ハクビシン・ ヌートリア等の 小型動物	・各地区からの被害報告、要望に基づいて、防止柵設置を推進し、山から下りてくるイノシシ・シカを田畑へ近づけないよう、被害防除を実施する。 ・防護柵の維持補修等については、設置した地区・集落の責任において実施し管理する。	同左	同左

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ	・鳥獣保護管理計画に基づき、村猟友会と協力して、適正な個体数調整に努める。 ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去等地域ぐるみでの取り組みを、関係団体と協力して普及啓発する。
6	同上	同上
7	同上	同上

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岡山県美作県民局 農林水産事業部	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会への助言を行う。
美作警察署	鳥獣に関する情報提供並びに、有害鳥獣捕獲

	を行う。
西粟倉村役場 産業観光課	鳥獣被害に関する情報提供並びに協議会事務、関係機関との連絡調整を行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

西粟倉村 産業観光課	→ 西粟倉村猟友会事務局 (0868-79-2230) → 美作警察署 (0868-72-0110) → 岡山県美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 (0868-23-1305) → 岡山県美作県民局農林水産事業部 森林企画課 (0868-23-1386)
---------------	---

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場で埋設するなどの適切な処理を捕獲者に依頼する他、ニホンジカ・イノシシについてはジビエ料理として地域の特産品化をはかるため、村内食肉加工施設への搬入を推進する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ・シカの獣肉を受け付けており、計画対象地域内からの受入は総量の 1/3 程度に及ぶ。搬入の段階で食用として適否を判断し、ほぼ 100% の食品利用としている。処理加工施設を運営する事業者を通じ、地元飲食店での流通や、学校給食への供給等利活用を促進する。
ペットフード	罾猟で傷ついた部位等、食品として適さない部位・個体についてはジャーキー、ミンチ等に加工しペットフードと

	して一部を利用している。
皮革	地域内の革製品製造業者の求めに応じ卸しているが、供給過多となっているため不要分については処分している。今後、利用拡大に向けて需要調査等を行い利活用を推進する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	鹿角に関しては食品・ペットフードの定期購入者を対象に、主に個人に対して販売しており、搬入された総数の3割程度の取引となっている。主な用途としては愛玩犬のレクリエーション用、インテリア用で一定の需要があり、継続的に利活用を推進する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>平成28年度に民間事業者によって整備され、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における処理加工施設として認定・運用している。</p> <p>受け入れ開始から8年目を迎え搬入件数は増加したが、計画対象地域内の個体数では賄いきれないため、鮮度を基準とした計画対象地域外からの受入も事業者独自に行い、年間概ね300頭の獣肉処理を行っている。</p> <p>地域一帯での狩猟者の減少が進む中で、今後は地域における食品利用可能な捕獲個体の比率を上げていくことで、安定的な食肉としての提供を継続していく。</p>

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設を管理・運営する(株)エーゼログループにおいて、処理加工に携わる者の資質向上、技術指導に取り組む。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西粟倉村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西粟倉村役場 産業観光課	鳥獣捕獲事務を担当し、鳥獣による農林業被害の状況把握、被害防止対策指導、協議会に関する連絡調整を行う。
西粟倉村猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
岡山県鳥獣	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護に関する業務を

保護管理員	行う。
-------	-----

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
美作県民局農畜産物生産課	オブザーバーとして鳥獣害全般の有効な防止対策の意見提言・指導を行う。
〃 森林企画課	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>(1) 村長が村職員から指名する者</p> <p>(2) 西粟倉村猟友会の会員のうち、有害鳥獣駆除班員であり、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから村長が任命する者</p> <p>(1) (2) により実施隊を構成している。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>村内全域における農林作物の被害は深刻な状態である。また、村内全域で高齢化が進んでいるため、地域自らの手による被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等が困難な状況にある。</p> <p>そこで、広範囲の被害防止対策（被害防止柵の設置、緩衝帯の整備等）を講じる場合に、地域全体での取組みを検討し実施する。</p>

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

村内全域での鳥獣被害に対する意識の向上のための啓蒙活動を実施。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。